

北秋田市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

北秋田市議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のとおり改正する。

第2条中 「議長 月額 298,000 円」を「月額 266,000 円」に
「副議長 月額 273,000 円」を「月額 244,000 円」に
「議員 月額 259,000 円」を「月額 232,000 円」に改める。

附則2(経過措置)は削除する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成17年7月1日より適用する。